

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30 - 関東 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年2月22日

【会社名】 日立キャピタル株式会社

【英訳名】 Hitachi Capital Corporation

【代表者の役職氏名】 執行役社長兼CEO 川部 誠治

【本店の所在の場所】 東京都港区西新橋一丁目3番1号

【電話番号】 03(3503)2194

【事務連絡者氏名】 リスクマネジメント本部 法務部長 一松 哲夫

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋一丁目3番1号

【電話番号】 03(3503)2194

【事務連絡者氏名】 リスクマネジメント本部 法務部長 一松 哲夫

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2018年11月13日
効力発生日	2018年11月21日
有効期限	2020年11月20日
発行登録番号	30 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
30 - 関東 1 - 1	2018年11月28日	10,000百万円		
実績合計額(円)		10,000百万円 (10,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

290,000百万円
(290,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	日立キャピタル株式会社第77回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)
記名・無記名の別	
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.210%
利払日	毎年6月20日及び12月20日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2019年12月20日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月及び12月の各20日にその日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない期間につき利息を支払うときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所 別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	2023年12月20日
償還の方法	<p>1. 償還価額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2023年12月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2019年2月22日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2019年2月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、当社の他の国内社債(ただし、担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。なお、担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するため社債管理者と協議の上、担保付社債信託法に基づき担保を提供する旨の特約または当社が自らいつでも担保を提供することができる旨の特約をいう。)のために担保を提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき当社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。)には、本社債のために、同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、その旨を公告する。</p> <p>3. 当社が、合併により担保提供のなされている被合併会社の社債を承継する場合は、本欄第1項は適用されないものとする。</p>
財務上の特約(その他の条項)	該当事項なし

(注) 1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)

信用格付：A + (取得日2019年2月22日)

入手方法：R & Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所(以下「JCR」という。)

信用格付：AA - (取得日2019年2月22日)

入手方法：JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。

問合せ電話番号：03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられる(もしくは保留される)ことがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。

ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。かかる請求により発行する社債券は無記名式利札付に限り、社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割または併合は行わない。

3. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を喪失する。ただし、当社が本社債のために社債権者集会で適当と認められる担保権を設定したときには、本(注)3(2)に該当しても期限の利益を喪失しない。

(1) 当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項または別記「償還の方法」欄第2項の規定に違反したとき。

(2) 当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項及び第2項の規定に違反したとき。

(3) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(4) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(当該債務が外貨建の場合は邦貨換算後の額)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

(5) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをしたとき。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(7) 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- (1) 本社債は会社法第702条ただし書きの要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
- (2) 株式会社みずほ銀行(以下「財務代理人」という。)は、当社との間に締結した日立キャピタル株式会社第77回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)財務代理契約証書に基づき当社の代理人としてのみ本社債に係る事務の取扱を行う。
- (3) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (4) 財務代理人は、社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (5) 財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)5に定める方法により社債権者に通知する。

5. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、社債権者の閲覧に供するものとする。

7. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4(2)を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)7(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8. 社債権者集会の招集

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本社債の金額はこれに算入しない。)の10分の1以上に当たる本社債を有する社債権者は、本社債に関する社債等振替法第86条に定める書面(本(注)2ただし書きに基づき本社債の社債券が発行される場合は当該社債券)を当社に提示した上、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、当社に対し社債権者集会の招集を請求することができる。
- (4) 当社は本(注)8(1)ないし(3)の招集に係る事務を財務代理人に委託することができる。
- (5) 本社債及び本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債の社債権者集会は、一つの集会として開催される。本(注)8(1)ないし(4)の規定は、本(注)8(5)の社債権者集会について準用する。

9. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	4,000	1. 引受人は、本社債の全額につき、共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金37.5銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	2,500	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,000	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,000	
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	500	
計		10,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の親法人等に該当します。当社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの持分法適用会社であり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社であります。当社は、本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じています。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に規定されるプレ・マーケティングの方式により決定しました。

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	47	9,953

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額9,953百万円は、全額を子会社に対する既存の貸付資金のリファイナンス及び/又は新規の貸付資金の一部に2020年2月末までに充当する予定であります。当該子会社はその資金を岡山県新見市の太陽光発電事業に係る設備購入資金等(リファイナンスを含む)に2020年2月末までに充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、現金又は現金同等物にて管理します。

第2 【売出要項】

該当事項なし

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 グリーンボンドとしての適格性について

当社は、本社債をグリーンボンドとして発行するために国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」(注1.)及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2017年版」(注2.)に即したグリーンボンドフレームワークを策定し、第三者評価としてサステナリティクス及びR&Iよりそれぞれセカンドパーティオピニオン及びセカンドオピニオンを取得しており、また、R&Iより「R&Iグリーンボンドアセスメント」(注3.)の最上位評価である「GA1」の評価を取得しております。

本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の平成30年度グリーンボンド発行促進体制整備支援事業(注4.)の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるサステナリティクス及びR&Iは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

(注) 1. 「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

2. 「グリーンボンドガイドライン2017年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表したガイドラインです。

3. 「R&Iグリーンボンドアセスメント」とは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度を、グリーンボンド原則に掲げられた項目を含む評価基準に従って5段階の符号で評価し、債券の償還までモニタリングを行うものです。それに付随してグリーンボンドフレームワークに即したセカンドオピニオンを提供することがあります。セカンドオピニオンとは、発行体等が定めるグリーンボンドのフレームワークが、グリーンボンド原則等に即しているかを評価するものです。

4. グリーンボンドを発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンドフレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンドの要件は、調達した資金の全てがグリーンプロジェクトに充当されるものであって、かつ発行時点において以下の全てを満たすものです。

(1) グリーンボンドの発行時点で以下のいずれかに該当すること

主に国内の低炭素化に資する事業(再エネ、省エネ等)

- ・ 調達資金額の半分以上又は事業件数の半分以上が国内の低炭素化事業であるもの
- ・ 低炭素化効果 国内のCO₂削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
- ・ 地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等

(2) グリーンボンドフレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること

(3) いわゆる「グリーンウォッシュ債券」ではないこと

2 グリーンボンドフレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件(調達資金の用途、プロジェクトの評価・選定プロセス、調達資金の管理、レポートング)に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の用途

グリーンボンドで調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクトのファイナンス及び/又はリファイナンスに充当されます。

<適格クライテリア>

「再生可能エネルギー」

以下の()及び()を満たす太陽光・風力発電事業に係る設備購入資金等に充当されます。これらの発電設備は当社又は当社のグループ会社により開発されたプロジェクトです。

() 投資適格クライテリア

- ・ 日本国内で取り組むものであること。
- ・ 対象設備、プロジェクトが再生可能エネルギー固定価格買取制度で定められている「事業計画策定ガイドライン」に示されている環境保護に関する法令等に適合していること、また日本の環境アセスメントの手続きに適正に従っていること。

- ・クライアント(発電事業者)が事業主体となる場合は、(本フレームワークに示されている)環境及び社会的影響に配慮しており、リスク緩和策を行っていることをクライアント(発電事業者)が表明していること。
- () グリーンボンドの発行日から遡って24ヶ月以内に事業を開始したもの、及び/又はグリーンボンドの発行日以後に事業開始が予定されたものであること。

2. プロジェクトの評価・選定プロセス

・プロジェクト選定における適格クライテリアの適用

当社の財務部、CSR推進部及び環境推進委員会が適格クライテリアに基づき、以下のプロセスを通じてプロジェクトを選定します。

- 1) 財務部、CSR推進部及び環境推進委員会は、環境及び社会的な影響とその対応を確認する目的で当社が定めた「再生可能エネルギー事業投資ガイドライン」の各項目を満たしていることを確認します。
- 2) 財務部、CSR推進部及び環境推進委員会は、「再生可能エネルギー事業投資取扱規定におけるチェックリスト」に基づき、各項目を調査・検討します。
- 3) 財務部、CSR推進部及び環境推進委員会は、上記1)及び2)の結果を踏まえ、対象プロジェクトが当社の経営方針に基づく重要課題の解決に資するものであり、かつ適格クライテリアをすべて満たすことを確認します。上記プロジェクトの選定については執行役社長兼CEOが最終決定します。

3. 調達資金の管理

当社財務部は、出納帳にて調達資金の充当及び管理を行います。調達資金はプロジェクトのファイナンス及び/又はリファイナンスに充当される予定です。調達後に資金充当する場合は、すべての資金が適格プロジェクトに充当されるまで現金又は現金同等物にて管理します。当社は、調達資金が充当されるまでの間、調達資金は現金又は現金同等物にて管理する旨をグリーンボンド発行時に発行登録追補書類等の法定書類で開示予定です。

4. レポーティング

・資金充当状況レポーティング

当社は、グリーンボンドによる調達資金の充当状況に関する情報を、「日立キャピタルレポート」又は当社ウェブサイト上のいずれか(又は両方)にて年次で、また状況の変化があった場合にも(機密性への考慮に加え関係当事者による事前の同意の上)開示する予定です。開示内容には、調達資金を充当したプロジェクト数、(守秘義務の観点から可能な限り)資金充当された再生可能エネルギー投資先の概要、調達資金の充当額・未充当額、ファイナンス/リファイナンスの充当額の割合が含まれます。

・インパクト・レポーティング

当社は、グリーンボンドが残存する限り、「日立キャピタルレポート」又は当社ウェブサイト上のいずれか(又は両方)にて年次で、以下のインパクト指標を公表します。

- ・資金充当されたプロジェクトにより発電された発電量(kWh)
- ・資金充当されたプロジェクトにより削減されたCO2 排出量(ton)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第61期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月22日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第62期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月8日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第62期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月12日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第62期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月13日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2019年2月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月22日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日(2019年2月22日)までの間において生じた変更その他事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日(2019年2月22日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、その作成時点での予想や一定の前提に基づいており、その達成及び将来の業績を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日立キャピタル株式会社本社

(東京都港区西新橋一丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし